

## 出来事（2020年4月）

### 1. 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の弾力的運用について（通知）

4月10日の閣議決定を受けて、消費者庁、農林水産省、厚生労働省が連名で、「新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の弾力的運用について」（通知）を発出した。アレルギー、消費期限、過熱を要する表示など食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項を除き、容器包装に表記された表示が緩和されることになった。

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/019558/>

食品表示基準は、5年間の猶予期間を経て、4月1日に改正された。添加物の表示は、原材料名と区別して表示する。旧表示で原材料名に含まれていたものを、新表示では原材料名と添加物を分けて表示する。また、食品衛生法とJAS法とで区分が異なっていた生鮮食品と加工食品の区分もJAS法に統一された。この他、製造所固有記号や栄養成分等のルールも改正された。

### 2. 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

3月28日（令和2年4月16日変更）の「新型コロナウイルス感染症対策本部決定」により、緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業に、「三つの密」を避けるための取組を講じつつ、事業の継続を求めるとのこと。

その中の「3. 国民の安定的な生活の確保」として、「・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。」とされ、以下の10の事業があげられた。食品添加物関係事業者は、③に該当する。

- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
- ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
- ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
- ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
- ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
- ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
- ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
- ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

[https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon\\_h\\_0416.pdf](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_0416.pdf)

### 3. 食品添加物

- ・プシコースエピメラーゼ（新規指定添加物、3月31日告示） 合計：465品目
- ・試薬試液の一部改正（3月31日告示） 塩化マグネシウム試液、他
- ・フクロノリ抽出物の規格の改正（3月31日告示）
- ・香料バレンセン（遺伝子組換えRhodobacter sphaerides 168株）（3月31日 食安委報告）

### 4. 食品の放射能問題

（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく食品の出荷制限）

- ① 福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の特定の動植物の出荷の制限
- ② 3月の新たな出荷制限はありません。

### 5. 新型コロナ感染驚異の中、FAOはG20で食品サプライチェーンを守ることを求める。

COVID-19は公衆衛生上の懸念だけでなく、世界の食料安全保障への脅威でもあり、それは食品サプライチェーンの混乱を避ける措置によって減らすことができる。安全な食品と栄養へのアクセスを保護することが健康には不可欠で、そのために地域での生産性を高め、食品サプライチェーンを短縮することを勧める。この危機は食品システムの変革を押し進める機会となる。新たなビジネスモデルが必要で、生産者と消費者をダイレクトに結ぶ、世界中での農業と食品システムにおけるeコマースを加速させる時である。

eコマース：電子商取引（Electronic Commerce）

<http://www.fao.org/news/story/en/item/1272077/icode/>

### 6. 新型コロナ感染驚異への米国FDAの対応

- ・表示の緩和 4月21日

FDAのCFRは、栄養表示、メニュー表示、殻付きタマゴ表示について、柔軟性に対応。

[https://www.fda.gov/news-events/fda-voices/fda-provides-flexibility-food-industry-support-food-supply-chain-and-meet-consumer-demand-during?utm\\_campaign=Food\\_COVID\\_Voices\\_04212020&utm\\_medium=email&utm\\_source=Eloqua](https://www.fda.gov/news-events/fda-voices/fda-provides-flexibility-food-industry-support-food-supply-chain-and-meet-consumer-demand-during?utm_campaign=Food_COVID_Voices_04212020&utm_medium=email&utm_source=Eloqua)

\*ガイダンス 4月1日公表

<https://www.fda.gov/regulatory-information/search-fda-guidance-documents/temporary-policy-regarding-packaging-and-labeling-shell-eggs-sold-retail-food-establishments-during>

- ・食品安全強化法（FSMA）等 FDAのFrank Yiannasとの対話 4月16日

食品のサプライチェーンにおいて、農場や食品製造者が、従来の供給体制から小売りへの供給と方向転換を行っている。FDAは、柔軟性を与え、農場や食品施設への現地査察を延期し、FSMA履行のために、デジタル化した、追跡可能な、より安全なシステムを構築する。

<https://www.fda.gov/food/conversations-experts-food-topics/fdas-perspective-food-safety-and-availability-during-and-beyond-covid-19>

FDAは、FSMAの外国供給業者検証プログラム)では、査察をリモートで行う。4月3日  
<https://www.fda.gov/food/cfsan-constituent-updates/fda-temporarily-conduct-remote-importer-inspections-under-fsvp-due-covid-19>

・詐欺への対応

FDAとFTCは、詐欺的COVID-19製品を販売する3社への警告文の送付 4月14日  
<https://www.fda.gov/news-events/press-announcements/coronavirus-covid-19-update-daily-roundup-april-14-2020>

7. CODEX等国際機関の会議の延期あるいは中止

CODEX残留動物用医薬品部会 (第25回CCRVD) 5月25～米国・サンチャゴ 延期

CODEX食品添加物部会 (第52回CCFA) 中国の蘭州 (Lanzhou) 6月22日に延期  
(さらなる延期も中国と協議中)

CODEX執行委員会 (第79回CCEXEC) 6月29日～7月3日 イタリア・ローマ

CODEX総会 7月6日～11日 イタリア・ローマ FAOとWHOで協議

\*総会を含めCODEXの会合の開催は困難であるが、基準策定は電子作業部会で継続する。

8. JERTRO 特集 新型コロナウイルス感染拡大の影響

JETROのホームページに、各国・各地域の実情と対応が詳細に紹介されている。

(最終更新は、4月30日) <https://www.jetro.go.jp/world/covid-19/>

9. Food Ingredients China 2020 上海 6月28日～30日に延期

<https://www.b-for.com/events/fic>

10. jfiaJAPAN2020中止

4月22日～24日 青梅展示棟ホールで開催予定のjfiaJAPAN2020が中止された。

11. 輸入食品の違反事例

- ・株式会社ファーマインドが、メキシコから輸入した「生鮮アボガド」の命令検査で、ピフェントイン 0.03ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示された。

\*ピフェントイン：ピレスロイド系殺虫剤

- ・株式会社まるが、中国から輸入した「生鮮しそ(大葉を含む)」のモニタリング検査で、イソプロカルブ 0.6ppm 及びフェノブカルブ 0.71ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示された。

\*イソプロカルブ：カーバメート系殺虫剤 \*フェノブカルブ：カルバミン酸系殺虫剤

- ・ユニフーズ株式会社がベトナムから輸入した「無加熱摂取冷凍食品：パプリカダイスカット」のモニタリング検査で、アセフェート 0.4ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示された。

\*アセフェート：有機リン系殺虫剤

(作成：2020年4月30日)